

平成 2 9 年度

東京都多重債務問題対策協議会生活再建部会

平成 3 0 年 1 月 1 6 日 (火)

東京都庁第一本庁舎 2 5 階 1 1 7 会議室

午前10時30分開会

○渡部委員 それでは、お待たせいたしました。

ただいまから、「平成29年度東京都多重債務問題対策協議会 生活再建部会」を開催いたします。

初めに、当部会の部会長である東京都福祉保健局生活支援担当部長の横手より、一言、御挨拶を申し上げます。

○横手部会長 皆さん、おはようございます。本日の部会長を務めます、生活支援担当部長の横手でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様方には、大変お忙しい中、それから、お寒い中、御参加いただきまして、ありがとうございます。また、日ごろから東京都の福祉・保健・医療施策に御理解、御協力をいただいておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

本日の生活再建部会は、各相談窓口や関係機関との連携を深め、多重・過剰債務などの経済的困難を抱える方の生活をいかに再建するかということを協議していく場として、平成19年度から多重債務問題対策協議会のもとに設置されているものでございます。

本日最初の議題であります多重債務者生活再生事業は、相談と貸し付けをセットにして、多重・過剰債務者の生活の再生を支援することを目的に、平成19年度から開始した事業でございます。相談件数は平成26年度の1,005件をピークに、その後は900件後半で推移しておるところでございます。

本年度につきましては、11月末時点の前年同期比が-9.6%になっておりますので、減少傾向にはありますけれども、恐らく900件前後の件数を見込んでおるところでございます。

一方で、御相談の内容は、月々の返済額の軽減、税金や公共料金の滞納などの経済的な問題のほか、依存症などの精神的な問題を抱える方も25%と増加している状況にあります。このように、債務の法的整理に加え、心の問題など、さまざまな問題が複合的に絡んだ相談に対して、効果的に支援を行うことが求められておりまして、関係機関の皆様の連携をより一層強化していくことが必要であると考えております。

また、本日の議題にもありますけれども、生活困窮者自立支援法が施行されまして2年余りが経過し、現在、国において法改正の進められております。その中で、任意事業の家計相談支援事業への区市町村の取組をさらに進めるための議論も行われているところでございます。都といたしましても、こうした国の動向を踏まえまして、より一層、区

市町村の取組が進みますよう支援してまいりたいと考えております。

本日は、多くの関係機関の方が一堂に会される貴重な機会でもあります。どうぞ忌憚のない活発な意見交換をお願いいたします。

以上をもちまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○渡部委員 続きまして、前回会議から委員の変更がございましたので、新しく委員になられました方を御紹介いたします。

第一東京弁護士会の佐藤委員でございます。

○佐藤委員 第一東京弁護士会の佐藤です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○渡部委員 東京都民生児童委員連合会の鷺頭委員でございます。

○鷺頭委員 民生児童委員連合会の鷺頭でございます。よろしくをお願いいたします。

○渡部委員 また、東京都の人事異動により都側の委員の変更もございますが、紹介はお配りしております委員名簿にてかえさせていただきます。

本日の出席状況ですが、須永委員、西尾委員から、御欠席の御連絡をいただいております。また、坂田委員につきましては、代理で鑑課長代理に御出席いただいております。

次に、お手元の資料について確認をさせていただきます。

次第。

委員名簿。

座席表。

資料 1、多重債務者生活再生事業の実施状況について、A 3 の 2 枚です。

資料 2 - 1、生活困窮者自立支援法について。

資料 2 - 2、多重債務者生活再生事業による区市への支援について、A 4 の 2 枚でございます。

資料 3、東京都における自殺総合対策、A 4 の 7 枚でございます。

資料 4 - 1、平成 29 年度多重債務問題に関する研修の実施結果について、A 3 の 1 枚でございます。

資料 4 - 2、国における家計相談支援事業に係る検討状況について、A 4 の 1 枚となっております。

参考資料として、リーフレットが 2 枚、机の上に置いてございます。

以上となっておりますが、資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、これからの進行を横手部会長をお願いいたします。

○横手部会長 それでは、議事に入ります。お手元の会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。

最初は、議題1「多重債務者生活再生事業の実施状況について」でございます。

事務局より、御説明をお願いいたします。

○渡部委員 それでは、資料1「多重債務者生活再生事業の実施状況について」を御説明いたします。

多重債務者生活再生事業は、東京都生活再生相談窓口を設けまして、生活再生への意欲があるにもかかわらず多重債務で生活困難な状況にある方に対し、生活相談や家計診断を実施し、弁護士による法的アドバイスや専門機関への橋渡し、同行支援などともに、必要に応じて資金を貸し付けることにより、多重債務の解決を図り、生活の再生を支援することを目的とした事業でございます。東京都社会福祉協議会が、東京都の補助を受けまして基金を設置・運用し、一般社団法人生活サポート基金が生活相談を行い、中央労働金庫が貸し付けを実施しております。

「1 事業実績」ですが、本事業実績及び推移については、横長の表となっておりますが、生活サポート基金に寄せられる新規相談件数は、累計で7,931件、制度発足以降増加し、26年度の1,005件をピークに、27年度は若干減少し、28年度にまた若干増加をいたしました。今年度は11月末時点で575件、前年同期比で9.6%の減となっております。また、債務整理中や債務整理後の生活再生資金の貸付実績は、累計で235件、4億2,470万円、1件当たりの平均貸付金額は約180万となっております。25年度以降は減少傾向で、今年度は11月末時点で6件、1,118万円、前年度同期比、それぞれ33.3%減、27.4%減となっております。貸付実績の減の理由といたしましては、27年度から生活困窮者自立支援法が施行され、区市の相談窓口が整備されてきたこと、債務の法的整理や徴税部門との連携などが進み、融資によらない解決事例が増えているといったことなどが考えられます。

次に、29年度の実績でございますが、①相談窓口に至るアクセス経路では、「区市町村役所（自治体広報含）」からの紹介が、平成29年度は49%を占めており、年度推移で見ましても約半数で推移しております。次いで、「ホームページ」が全体の4分の1で推移をしております。

②相談内容を見ますと、これは複数回答となっておりますが、「月々の返済額の軽減」、「税金、公共料金滞納」、「生活費の不足」、この3つの相談内容が28年度まではおおむね

5割で推移していましたが、29年度は「生活費の不足」が39%、「税金、公共料金の滞納」が43%と減少しております。また、ここ数年「融資希望」が減少傾向である一方、「月々の返済額の軽減」、「住居や転居先の確保」、「不動産の売却」、「就職」など、家計収支の改善に係る内容が増加傾向でございます。「病気」を契機とする相談も増加傾向にございます。

③相談者の職業別ですが、「正規雇用」、「非正規雇用」とともに3割程度で推移をしております。

④債務残高ですが、債務が200万円以下の方が約4割を占めております。その一方で、住宅ローンを抱えているなどにより、1,000万円を超える方も2割程度おります。また、相談者1人当たり平均額はおおむね750～800万円で推移しております。

⑤年収では、300万円以下の方が約7割を占め、年度推移で見ますと、若干増加傾向にございます。

⑥他機関への紹介では、相談の結果、他の関係機関につないだ状況で、複数回答になりますが、「弁護士会」への紹介が49%と最も多く、年度推移で見ますと6割から5割で推移しております。次いで、28年度までは「その他」に含めておりましたが、「フードバンク」への紹介が27%となっております。これは生活にお困りの方をセカンドハーベストという食料支援団体に紹介しているものです。また、税や年金、保険料など、徴税・徴収部署などの「区市町村役所」や「生活サポート基金」独自の融資につなげるケースが1割程度でございます。「その他」は「フードバンク」を29年度は別立てにしたため減少しておりますが、主なものとしては、精神的な問題を抱えた方を保健所や精神保健センターに紹介するといった例が挙げられます。

1枚おめくりいただきまして、次に「2 平成29年度の主な取組」となっております。

「①関係機関との連携」でございますが、(1)関係機関の紹介・連携支援では、相談者の状況に応じて弁護士会や司法書士会・法テラス・日本クレジットカウンセリング協会・区市町村などの関係機関を紹介し、連携しながら相談者の生活再生に向けた支援を実施しております。(2)関係機関への出張相談・同行支援では、交通費がない等、生活再生相談窓口を訪れることが困難な場合などには、相談者の身近な区市町村役所の場所を利用した出張相談や、みずから相談機関を訪れることに不安を抱えている相談者、うまく話を伝えられない相談者に対しては、関係機関への同行支援も実施しております。(3)関係機関職員に対する研修では、税金や年金の滞納者など、債務を抱える方と接する機会が多い窓口

の職員を対象に、多重債務に関する基礎知識の習得、相談への対応力向上を目的とした研修を実施しております。詳細は、資料４－１で後ほど説明させていただきます。（４）生活困窮者自立支援窓口と連携した支援についても実施しておりますが、詳細は資料２－１で御説明させていただきます。

右の上の「②事業の周知・広報」ですが、広報東京都への掲載やホームページによる周知のほか、東京都消費生活総合センターが主催する「多重債務１１０番」への参加や、産業労働局が主催します「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」での事業紹介、「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」への参加により、周知・広報に努めております。

その下の「③こころの問題を抱えた相談者への対応力向上」では、買い物やギャンブル依存症の方、債務に加え、精神的な課題を抱えた方々の相談に的確に対応できるよう、多重債務者にかかわる各相談窓口の方に向けた事例検討会や研修を実施しております。

説明は以上です。

○横手部会長 それでは、資料１、ただいまの報告につきまして、御意見、御質問などがあれば、お願いいたします。

今年度の特徴的なところは下の枠に少しまとめさせていただいているのですが、そんな特徴で多重債務者生活再生事業が今シーズンも動いているという状況になっております。

いろいろ生活困窮者法との絡みもありますので、次の議題に移らせていただきながら、何かあればお願いいたします。

続きまして、議題２「生活困窮者自立支援法との連携について」でございます。

事務局から、御説明をお願いいたします。

○渡部委員 それでは、資料２－１「生活困窮者自立支援法の概要」になります。

生活困窮者自立支援法につきましては、２７年４月に施行されてから今年度は３年目になりますが、実施主体となる福祉事務所設置自治体の区市等が、必須事業の自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給のほか、任意事業として記載の③、④、⑤、⑥の事業、特に家計相談支援事業などを組み合わせ、多様かつ複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に発見し、生活困窮者の自立を促進するもので、全区市に自立相談支援の窓口が置かれ、２８年度の新規相談件数は２万４，３９６件、今年度は１１月末までに１万７，９０５件となっております。

資料２－２「東京都生活再生相談窓口（多重債務者生活再生事業）による区市等への支援について」でございます。

本事業との関連の深い家計相談支援事業につきましては、右側の枠の下のほうですが、（ア）家計管理に関する支援、（イ）滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、（ウ）債務整理に関する支援、（エ）貸し付けのあっせんまでを実施しておりまして、相談者とともに、家計表等を活用した家計の見える化を通じ、相談者の課題整理、生活再生の計画を作成し、家計収支の改善、家計管理能力の向上により、自立した生活の定着を支援しております。都内の家計相談支援事業の実施状況は、２９年度は左側の「平成２９年度 実施（Ａ）」になりますけれども、事業実施区市は３１自治体となります。これは３０区市分と、西多摩福祉事務所分につきましては東京都で設置しておりますので、３１自治体で実施しております。都といたしましては、一定の家計相談に対応できるよう都独自の研修を実施しておりまして、その研修受講による支援体制を整備した１５自治体も含めると、４６自治体となっております。法に基づく相談件数は、今年度末、１１月末までに６９９件になります。都は、より多くの区市が家計相談支援事業に取り組んでいただけるよう、また、質の高い支援が提供されるよう、多重債務者再生事業を活用し、区市への支援を行っております。具体的には、（Ａ）の既に任意事業を実施している３１自治体に対しては、弁護士等の法的専門相談、資金貸付のあっせんなど、区市の支援のバックアップを実施しております。右側の２９年度未実施のところの（Ｂ）になりますが、本年度未実施ではあるが３０年度当初までに実施予定のある４自治体に対しましては、自治体にかわって家計相談支援事業を実施しております。右側の（Ｃ）現時点で実施予定のない１５自治体には、自立相談支援の現場で家計相談支援の重要性を理解し、家計表等を用い、相談、助言に取り組む区市もあり、こうした区市の相談には都が実施する家計相談従事者研修を受講できることとしております。

次のページをおめくりください。

２９年度の連携実績ですが、生活再生相談窓口の１１月までの総相談件数は右下５７５件のうち、区市等相談窓口経由は１３２件となっております。これらの取組により、身近な区市で多重債務を抱えた方の相談を受けられる体制を整備しております。

次に、「３ 連携事例」でございますが、多重債務者生活支援事業と生活困窮者自立支援法の連携事例を２事例お付けしておりますが、これにつきましては後ほど御参照いただければと思います。

説明は以上です。

○横手部会長 それでは、ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問等があればお願いいたします。

いかがでしょうか。じわじわと生活困窮の窓口でも家計相談の取組が進んできているところなのですけれども、どうでしょうか。窓口をやられている方も今日は来られていますけれども、お願いします。

○橋本委員 足立区の場合、家計相談支援については、単独ではなく自立相談支援の中で行っています。制度上、単独事業としては実施しておりませんが、実際には、生活サポート基金様に、うちの相談員3名が3カ月間研修に出向き、勉強させていただいた上で、家計相談を受けており、資料2-2右下にある（ア）～（エ）は、ほぼ実施しております。

また、今日出席されている東京弁護士会様に御協力いただいて、弁護士の方に、年5回実施している「出張総合相談会」や、毎月第2、4水曜日、当センターにて相談を受けていただいております。相談内容は、多重債務も含めて多岐にわたり、家族関係など法的にも複合的に絡み合う相談も増えております。また、所謂「8050問題」と言われるケースも増えております。例えば、長らくひきこもるなどの要支援者でありながら、御本人自体は支援を必要と意識はしていないのですが、同居する高齢の親御さんなどから、要支援者である50代あるいは40代のお子様の将来を心配されて、相談に来るケースは非常に増えています。中には、ご本人は問題意識を持たないまま借金を重ねている相談もあります。そのような相談では、心に課題を抱えていらっしゃるような方も場合も散見されます。御本人が問題意識を持たないため、親御さんとは話はできるのですが、御本人にたどり着けないようなケースも非常に増えており、その場合には、衛生部の保健師や医療機関などと連携しながら、本人にたどり着けるように努力をしております。

○横手部会長 ありがとうございます。

いろいろな現場の今の動きや法改正への期待などという意見がありましたけれども、どうでしょうか。弁護士会さんの話が出たので、何か自治体を回ったりなどしていろいろ気がついたことがあったら、どうぞ教えていただければと思います。

○葛田委員 東京弁護士会の葛田です。

東京の場合は3つの弁護士会があって、それぞれが担当、提携させていただいている自治体があり、私自身も、たとえば、足立区が実施している「雇用・生活・こころと法律の総合相談会」にも参加させていただき、法律面のアドバイスをさせて頂いています。一相



談担当者の立場である私から見える部分はかなり限定的な範囲なので、全体的なコメントはなかなか申し上げられないのですけれども、この足立区の相談会の取り組みは相談者にとって非常に有意義だと思います。また、参加している弁護士としても、検討会で、お一人の相談者のケースについて他の専門家と意見交換しながら総合的な対策を検討したり、日常の業務では得られない複合的な視点を得ることができ、とてもいい機会を与えていただいているということで、感謝しております。

○橋本委員 ありがとうございます。

○横手部会長 ほかに何かありますでしょうか。

どうぞ。

○白井委員 制度的なというか、弁護士会としての取組というよりも、私が相談を受けていた中で、先ほどもお話が出た部分と関連するのですけれども、行政の方が多重債務者の方の付き添いで相談に来られるというケースに対応したことがあるのです。皆さん、こういう制度ができたこともあって、行政の方はとても勉強熱心なのです。弁護士にもいろいろ質問してくるし、すごく一生懸命メモをとって話を聞かれるのですけれども、当の多重債務者の本人が、何だかみんな周りがいろいろ助けてくれるという安心感からなのか、話をしていても、私は行政の人とばかり話していて、本人はぼかんと聞いているようなことが結構あるのです。先ほども親御さんが心配していらっしゃるという話もあったのですけれども、周りの人間は心配しているけれども、結局、本人は余り意識がない。弁護士のところに行ってこいと言ったから何となく来たけれども、何でこんなお説教みたいなことをされるのみたいな、弁護士は結構はっきり言う人が多分多いと思うので、本人に余り自覚がないままというケースも多いのかなと思います。せっかくこういう制度を立ち上げて手厚くサポートしていこうというところを生かしていくためには、現場で対応される方々も、多少心を鬼にしてというか、皆さんすごく親切というか、温かい。心の病を抱えている方もいらっしゃるので、そこは難しいかとは思いますが、多重債務者があくまでも主体なんだよと。結局、一時的なサポートでしかなくて、特に若年層の方などだと、その後の人生を一生ついていってあげられるわけではないので、あくまでもそこは短期間のサポートだという割り切りを持って接して、その部分での立ち直りをサポートしていくという意識を持って支援していただけたらいいのではないかと思います。

○横手部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○海老名委員 被害者の会の海老名と申します。

当初は、多重債務となると、サラ金とか、そういうことだったのですけれども、今は皆さんのいろいろな努力で全体が整理されたり、同時に、税金の多重債務がとにかくこの制度ができたあたりからどんと出てきたような気がするのです。今、皆さんも多重債務と言っているのですけれども、この国の資料を見ていくと、税金の多重債務と言っていいぐらいのような気がするのです。その点では、皆さんがいろいろと努力され、生活再建の観点からチェックをしていただいて、変化はしてきています。我々被害者の会も全国的にあるのですけれども、そういう意味では、以前は通常で言う借金の相談が多重債務問題の取組を広げていたのですけれども、今ではそういうことだけではない流れになって、多重債務者の被害の会の運営もちょっと苦勞しているということです。

それにしても、皆さんが言うように、親が息子さんたちだとかに借金がありそうだとか、曖昧だという心配での相談は、我々、被害者の会に寄せられているのも事実です。そんなことです。

よろしく申し上げます。

○横手部会長 ありがとうございます。

何か御意見とか、どうでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 今、お話があった税金の多重債務というか、税金を滞納して相談に来る方がいます。税金は破産したから解決するものでもないし、ちゃんと解消していかなければいけない問題なので、家計相談支援事業の中にも滞納解消の項とかがあるのですけれども、そこにどういう形で橋渡しを実際に自治体の方々はやっていらっしゃるのかということが弁護士の立場からはすごく疑問です。そういうことを知識として知っていれば、解消に向けて、自治体へのアプローチもできると思うのですが、よく税務課へ相談に相談者が行っても、行政によっては門前払いというか、とにかく払いなさいみたいな感じで帰されてしまうケースも多々聞くものですから、この相談支援事業の中でどういう形で連携をとられていらっしゃるのかというのはお聞きしてみたかったです。

○横手部会長 どうでしょうか。

自治体で何かこんな連携をやっていきますということ。

○萩原委員 八王子市なのですけれども、八王子市の場合、生活困窮者自立支援法ができてまして、困窮者を支援するためのネットワークを市内で構成しております。その中に納税

の主管課も入っていただいて、こういった制度ができたということの情報共有と窓口同士の職員の研修を行っております。実際に多重債務といいますか、税金の滞納を抱えた方もたくさんお見えになりまして、うちでも家計相談支援は28年度から委託でやっているのですけれども、当初からケースによっては自立相談支援員と家計相談員が当初から相談に乗って、税金の問題がある方については、内容をはっきりさせた上で、納税課の窓口職員同行で行って、その方の経済状況や支払い能力について細かく打ち合わせをして、滞納解消に向けた調整をしている。そんなところでございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○横手部会長 どうぞ。

○橋本委員 足立区も同様に、要支援者を必要な支援につなげるため、各窓口が横串を通した情報連携を図っております。例えば、税部門や医療、保険部門などのそれぞれの窓口が、相談に来所される区民の方に対して、自らが所管する相談事、例えば、税部門の窓口なら税金の相談だけではなく、その相談の背景にある困り事や他所管に跨る相談事にも気づくよう配慮し、その相談者を「つなぐ」シートという媒体を使って必要な支援につなげる仕組みづくりを進めております。「つなぐ」シートは、個人情報の同意書も兼ねているため、情報連携が行いやすい仕組みとなっております。要支援者を、早期に支援につなげることができれば、事態が深刻になる前に手を打てるため、今後も庁内外の関係機関と共に、ネットワーク会議などを通じて浸透させてまいります。

○横手部会長 結構庁内での理解も進んできているので、そういった税金、医療の保険、介護など、そういうところの部署がネットワークを組みながら、同じような人が大体そういったことで困られているから、みんなでいろいろ解決していきましょうという動きになっているというお話だったと思いますけれども、大体全体的には進んでいるということですかね。

家計相談は、自治体の首長さんというか、トップの方が理解してくれないとなかなか横串が刺さらないので、少しずつ理解が進んでいるかなというところですが、もう一つあった、当の本人、特に若い人とか、なかなか自立支援に持ち込めていないのかなというところで、その辺、当の本人に対する自立の意識を高めていくというところで、何か窓口で工夫されていることなどがあつたら紹介していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○橋本委員 自分で自分の課題を整理できていて我々の相談センターに来られる方はまれ

です。先ほどお話した、東京弁護士会様に御協力いただいている「出張総合相談会」も、そういった目的でうちのセンターから飛び出し、身近なところで、相談に来てくださいという目的で行っております。実は、これでも不足しているため、さらに、要支援者がありそうな地域での出前相談を検討しております。より身近な地域に出向きたいと考えております。しかし、部会長が仰るように、御本人自体が自立に向けて、問題意識を持たない場合、いくら相談会を実施しますとチラシなどで周知を図っても、反応がないため、そのような要支援者を、必要な支援につなげることは、難しい課題と考えております。

○横手部会長 ありがとうございます。

職業についての失敗経験みたいなものから引きこもってしまったりという人に対しては、もう少し時間をかけた就労準備からやっていってあげなければいけないということで、今、困窮法の窓口でも就労準備支援も任意事業になっていて、自治体の取組も少しずつ進んでいるのですけれども、就労準備支援の受け入れ事業者ですね。例えば、お寺の掃除でもいいのですけれども、そういったものを少しずつ地域の中で出していかないと進まないという状況ですけれども、どうですか。

八王子さんあたり、何かやっていますか。

○萩原委員 うちの場合、就労準備支援を任意でやっております。就労訓練事業が3カ所を27年度にやって、ことしは2カ所を増やしたのです。中でうまくつながれば、ひきこもりだった40代の方が一般就労につながった例などもございます。ただ、支援に入ってもなかなか思うように会うことができない。会えてもまた切れてしまう。そのあたりが課題かと思っております。

以上です。

○横手部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

お願いします。

○亀井委員 法テラス東京です。

法テラスは、スタッフ弁護士という給料をもらっている弁護士が、東京だけで多摩地域等を含めて約20人います。今、そのスタッフ弁護士が大体地域包括支援センターと連携をとりながら支援をしているところです。ちょうどこの事例②にあるような事例がほとんどなのです。ごみ屋敷から始まって、地域住民から苦情が来たというようなところに行政と一緒にいくという、その中には、借金の問題、離婚の問題、本人の健康、どこか施設

を探すと、いろいろな問題が複合的に出ているのです。それを行政と一緒に、今、スタッフ弁護士がかなり解決に向けて活動しています。

ただ、地域包括支援センターは東京だけで300ぐらいあるのですかね。だから、とてもスタッフ弁護士だけではやり切れないので、今、幾つかの区に限定して、毎週出張して相談に乗っているという形ですけれども、最近は弁護士会と連携して、弁護士会の協力も得て、少しずつ多くの地域包括支援センターに回れるようになってきています。スタッフ弁護士のいいところは、給料をもらっているんで、ほとんど費用がないところからの支援要請があるので、そういう意味では予算のない自治体などには大変便利、重宝な存在だと思います。

最近、自立支援相談員はほとんど家計診断士の方が多いかと思いますけれども、その都の研修にスタッフ弁護士が呼ばれて、研修の講師としてもかなり活躍するようになってきておりますので、スタッフ弁護士の使い方を自治体でいろいろと考えていただくといいと思います。

○横手部会長 ありがとうございます。

いつも窓口では法テラスさんに御紹介していろいろ解決に向けて進んでいくので、本当にありがとうございます。

どうでしょうか。何かありますか。

それでは、先に進ませていただきまして、議題3、今でいろいろお話がありました自殺という切り口で「都の自殺対策への取組について」ということで、報告者は福祉保健局保健政策部事業調整担当課長の中山さんをお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○中山オブザーバー 東京都の自殺対策を所管している中山でございます。よろしくお願いたします。

資料に沿って御説明させていただきます。資料3となつてございますが、ホチキスでとめてあるものと、その後ろに1枚「取扱い注意」でA4横のものを用意させていただきました。

私からは、都の自殺者数等の状況と、東京都で行っている自殺対策の取組等の2点を御説明させていただきます。

まず、1点目の都の自殺者数でございますが、資料3の1枚目になります。こちらは、上が東京都の自殺者数の推移、全国が下の折れ線グラフになってございます。上

段でございますが、東京都の自殺者数は平成23年をピークに減少傾向にございます。また、ここ数年は、下の全国のグラフとも見比べていただきたいのですが、都、全国、同様に右下がりとなっております。都の平成28年の自殺者数は2,045人になってございます。今、減少傾向、近年は右下がりの減少という御説明をさせていただきましたが、減少と言いましてもまだ年間2,000人の方が自殺により命を失われており、対策の必要性は十分にあると考えてございます。また、この減少傾向は、景気などの社会的要因や、もちろん私どもがいろいろ努力して進めております自殺対策の取組や、また、こちらにいらっしやっただいております多重債務等も含めた関連施策の効果であるとも考えております。

次のページでございますが、こちらは全国の年齢階級別の自殺死亡率になります。自殺死亡率とは人口10万人当たりの自殺者数でございますが、自殺者数が減っておりますので、こちらでも当然減少傾向にございます。年代別ではそちらに記載されているとおりになっておりますが、全年代、合計では全国が28年度では17.3、東京都が16.5となっております。若干東京が全国よりも低くなっている状況でございます。

次に、1枚別に用意させていただきました資料に目を移していただけますでしょうか。こちらは「取扱い注意」でございます。会議後、資料回収とさせていただきます予定となっております。「平成28年東京都自殺の原因動機（年齢階層別、男女別）」となっております。こちらでは、自殺の原因動機を整理したものになりますが、自殺の原因は1つではなく、さまざまな要因が複合的に絡み合っているとされており、ですから、自殺の原因は自殺者1人に対して1つというものではございませんが見ていただきたいのは、「経済・生活問題」の「負債（多重債務）」というところでございます。「経済・生活問題」のトータルが298に対しまして、「負債（多重債務）」は39となっております。たしか27年は多重債務によるものが59件になってございましたので、39件ということで大幅に減少したと考えております。また、年齢別では、中段から下、多重債務のところの年齢別では、40代、50代、特に男性が非常に多い。39というところで、40代が17、50代は11となっておりますので、ほぼこの40代、50代の男性が占めているという統計結果になってございます。昨年度は、40代から60代の男性が多くを占めておりました。この年代層の男性が多いというのは、近年、大きく変わっていないのかなと考えてございます。先ほ

ど最初に申し上げましたが、もちろん多重債務だけが原因ではなく、それ以外に健康問題や、例えば、家庭の問題など、さまざまなことが複合的に相まって自殺に至っている方がいらっしゃるかと考えております。

次に、2点目の都の自殺対策の取組について紹介させていただきます。ホチキス留めの資料に戻っていただけますでしょうか。そちらの3枚目になります。表題としては「自殺防止！東京キャンペーン」となっております。東京都では、毎年9月と3月に「自殺対策強化月間」といたしまして、啓発事業などを集中的に「自殺防止！東京キャンペーン」と銘打って実施しております。今年度の9月には、お示ししている資料のとおり、「多重債務110番」など、関係機関に御協力いただき特別相談を実施するとともに、若年層向けの講演会、こころといのちの講演会というものを、東京福祉大学に御協力いただきまして実施したところでございます。東京都では年代別の自殺者数割合で若年層が全国に比べて多いという統計がございますので、都としては、若年層向けについても重点的に取組をしているところでございます。相談件数の実績等は記載されているとおりでございます。

次に、ここ数年、国の動きを紹介させていただきます。次のページの「自殺総合対策大綱」になります。皆さん御存じとは思いますが、平成28年4月には、自殺対策基本法が制定から約10年たって改正されたところでございます。その自殺対策基本法の改正を受けまして、平成29年7月、自殺総合対策大綱の改正が閣議決定されたところでございます。こちらが、その大綱の見直しの概略になるものでございます。大綱の概要といたしましては、まず、基本理念といたしまして、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。また、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」をふやすことで、社会全体の自殺リスクを低下させるというものを基本理念といたしまして、基本認識を3つ入れてございます。特に先ほど申し上げましたが、年間自殺者数は減少傾向にあるものの、まだ都では2,000人、全国では2万人の方が自殺により命を落とされているということで、非常事態はいまだ続いている、また、地域レベルの実線的な取組をPDCAサイクルを通じて推進することが必要であるとなっております。基本方針では、関連施策との有機的な連携強化に総合的に取り組む必要があるということになってございます。第4としては、12の重点施策を掲げております。数値目標といたしましては、平成27年の自殺死亡率を、10年後、平成38年までに30%以上減少することを目的としてござ

います。前回の大纲では10年間で20%減少という目標でしたので、さらに減少ということで強化されているところでございます。今回の30%以上減少というのは、こちらにWHOのフランスやアメリカの死亡率が入ってございますが、まだまだこういったところに比べて日本の自殺死亡率は高いというところからも、30%以上減少していくという目標が掲げられているところでございます。また、推進体制といたしましては、地域における計画的な自殺対策を推進することが必要であることが明記されてございます。

次のページでは、今、申し上げた当面の重点施策12項目のポイントが記載されておりますが、こちらは、時間の都合上、説明を割愛させていただきます。

次に、東京都の状況でございますけれども、今、申し上げた平成28年、資料は6ページになります。28年4月に自殺対策基本法が改正されました。その基本法の改正の中では、地方自治体による自殺対策計画の策定が義務づけられております。地方自治体というのは、都道府県及び区市町村それぞれで自殺対策計画をつくるのが義務化されてございます。これを受けて、また、今の大綱にもございました計画的な推進というところを受けまして、東京都でもこの都道府県の自殺対策計画の策定に着手しているところでございます。現在、検討会を立ち上げまして、検討しているところでございます。予定といたしましては、30年5月、6月ごろですので、年度があけて春ごろには東京都の自殺対策計画策定というところを目指して、進めているところでございます。また、区市町村においても、この東京都の計画を参考にしながら、次年度以降つくっていくところが出てくると聞いているところでございます。自殺対策計画の策定の視点等は、右の下のほうに書かせていただいておりますが、先ほど申し上げたとおり、東京都では若年層の自殺者数割合が全国に比べて多いというところから、若年層対策や、企業が集積しておりますので、勤務者に対する対策も重要ではないかというところで、勤務問題等も含めた自殺対策の推進またはハイリスク者への支援などを考えているところでございます。こちらは、検討中でございます。

最後のページでは、東京都、私どものほうで所管している事業をちょっと体系的に整理したものを参考につけさせていただきます。お時間のあるときに目を通していただければと思います。

雑駁ではございますが、私からの説明は以上となります。

○横手部会長 今の御報告につきまして、御意見、御質問等があればお願いいたします



す。

後で回収されてしまう資料のほうですけれども、下に小さく書いてあるとおり、1人につき3つまでの原因を計上しているということで、1人、病気もあれば経済的な問題もあれば。

○中山オブザーバー 家庭の問題でもあるというダブルの場合も。

○横手部会長 ダブルで計上されているということですよ。

○中山オブザーバー はい。

○横手部会長 それから、「勤務問題」というものが別立てになっていて、「経済・生活問題」と「勤務問題」とある。この「勤務問題」というのはどんなイメージで分けられているのですか。

○中山オブザーバー このカテゴリーは、基本的には国というか、警察でやっているカテゴリーに分けているものなので、これを東京都で決めているわけではまずないというところですか。「勤務問題」には職場での何とかハラスメントですとか、職場の人間関係ですとか、そういうものが入ってくると思われま。

○横手部会長 失業とはちょっと違うということですね。

○中山オブザーバー そうです。

○横手部会長 もしかしたらダブっている人もいるかもしれないということですよ。

○中山オブザーバー そうですね。ダブりの方もいるかもしれないです。

○横手部会長 それから、今後の計画策定ですけれども、区市町村の自殺対策計画も策定と。

○中山オブザーバー 区市町村ごとに策定することになってございます。今、各区市では準備を進めていると思うのですけれども。

○横手部会長 それを28年の法改正の中でということなのですね。

○中山オブザーバー はい。決まっております。

○横手部会長 それで、東京都の地域自殺対策推進センターがこの4月に新たに設置されたということですね。ここが、区市町村の支援なども行っているという。

○中山オブザーバー はい。

○横手部会長 わかりました。

どうでしょうか。何か御質問等はございますでしょうか。

どうぞ。

○白井委員 区市町村の地域の実情に応じた自殺対策があるのですけれども、それぞれの何か特徴的な、どういうあれでという調査をされているということですか。

○中山オブザーバー そうです。厚生労働省の自殺センターというところがありまして、そこで都道府県ごと、区市町村ごと、または医療圏別等の特徴をデータから出してございます。例えば、何々区は勤務問題を重点施策にしたほうがいいよとか。

○白井委員 この東京都自殺の原因動機と同じような枠組みで分析をされていると。

○中山オブザーバー そうです。もともとの統計の出どころは一緒です。これまでの統計データから、例えば、何区は若者向けの対策を充実させたほうがいいのか、そういったものは国から提供されております。それを参考にと。あと、東京都では独自に今までのデータとかを整理・分析しながら、進めているところです。

○白井委員 ありがとうございます。

○横手部会長 ほかに何かありますでしょうか。

自殺対策が計画化されていくということで、具体的に目に見える形で対応していくということになるという動きなので、結構大きな動きになるかと思えます。

それでは、中山課長はここで退席ということなので、御質問がもしあれば個別に聞いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(中山オブザーバー退室)

○横手部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題4「その他」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○渡部委員 まず、資料4-1「多重債務問題に関する研修の実施について」を御説明いたします。

この研修は、各種相談窓口の職員が、日ごろから住民と接する中で、多重債務者を早期に発見し、適切な専門相談につなげていけるよう、必要な情報提供とともに、事例検討を通じて対応力の向上を図ることを目的として実施しております。まず、新任職員向けと経験者向けに分けて実施しております。新任向け研修は、6月と11月に2回開催し、189名の方に参加いただきました。経験者向けは、第1回を6月に開催し、39の方々に御参加いただき、第2回は2月15日を予定しております。右上の研修内容といたしましては、新任職員向け研修では、弁護士から最近の多重債務問題とその解決方法を学ぶとともに、多重債務者生活再生事業、消費生活総合センター、自殺対策事業といった東京都の

取組につきまして、情報提供を行いました。下の経験者向けの研修では、弁護士から最近の多重債務問題の状況を、法テラス東京から事業を紹介いただき、多重債務相談への対応では、具体的事例から家計表を作成し、その改善策を検討いたしました。

下の受講者のアンケート結果でございますが、新任職員向け研修では、意見・感想のところですが、適切な窓口に繋ぐことの重要性を改めて感じた。その下でございますが、区市町村や関係機関が早期に連携して支援に取り組む重要性を感じたといった感想がございました。右側の経験者向けでは、上の枠の中になりますが、債務整理の種類、解決方法など、わかりやすく解説いただき、理解が深まった。一番下の枠ですが、事例をもとにグループワークを行うことで、具体的イメージが湧き、弁護士の講義がより理解できたなど、多重債務問題に関する理解を深め、法的整理など解決策を考える糸口を得たことがうかがえます。今後、さまざまな機関の窓口で多重債務を抱えた方の早期発見、早期支援、連携の促進を期待していきたいと思います。

続きまして、資料4-2「国における家計相談支援事業に係る検討状況について」でございます。

こちらの資料は、生活困窮者自立支援法施行3年を目途に、生活困窮者に対する自立支援の措置のあり方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされております。左の上に書かれておりますように、平成29年5月より社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において検討されまして、12月15日付で最終報告書がまとめられました。その中で、家計相談支援事業に係る検討状況について抜粋した資料でございます。

「家計相談支援事業の更なる推進について」ということで、家計相談支援は、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、将来の見通しの中でみずから家計管理できるようになるといった専門性を有するもので、自立相談支援でできている家計面の支援とは専門性やアプローチが異なるものである。高齢者の生活困窮者については、年金収入の中で家計をどう考えていくかが必要であり、3つ目の子供がいる生活困窮の世帯については、将来の進学費用等、数年先の収支を見通した上で、現在の家計状況を踏まえた貯蓄等が必要であり、細やかな対応が必要である。4つ目のこうした支援はどの地域でも提供されるべきであるとの観点から、家計相談支援事業を必須化すべきという意見が多かった一方、地域によっては、需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった実情もある。

こういった御意見を踏まえまして、「家計相談支援事業のあり方」といたしましては、相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものであることから、3行目ですが、都道府県による事業実施体制の支援を明確に位置づけ、家計相談支援事業の専門性を確保しつつ、自立相談支援事業と連続的・一体的に支援を行うことができるようにすることが重要であり、法律上の必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所設置自治体で実施されるようにすべきであるとまとめられました。

今後、30年通常国会に改正法案が提出される予定となっております。

説明は以上です。

○横手部会長 それでは、今の説明につきまして、御意見、御質問等があれば、お願いいたします。

どうぞ。

○海老名委員 被害者の会の海老名と申します。

この間の被害者の層は、先ほどからのように、若い人は確かに少ないのですけれども、私どもより上の人が多くなってきているのです。そういう中で、家計相談の問題ですけれども、本当に医療費、保険料が、後期高齢者医療保険料が非常に増えているのですよね。この家計相談のシートの中に、私どもの会の場合などは、5年後、10年後の預金が幾らになるのかとか、そういう欄をつけ始めたのですよ。ここですぐということではないのですけれども、ここで子供がいる生活困窮の世帯については、同じように結構高齢になるとそういう問題も出ます。家計相談の中身に、表現をどうするかは別にして、そういう問題意識を入れていただいたほうが、現実には被害者は勇気が出るというか、当事者は勇気が出ますので、ぜひその辺も機会があったら話題にさせていただきたいと思います。

○渡部委員 今回、国でも、高齢者の方は年金のみの収入が多いということで、その中で生活の設計をしていかなければいけないということが、ここの部会でも大変話題になりました。その収入が限定されている中でどのように生活していくかというところを、きめ細かく家計相談支援できちんと対応していこうということで、さらにこの家計相談支援事業を全区市に広げて、きちんとした対応をしていこうということでございます。

○海老名委員 だから、反論するということではないのですけれども、皆さんと同じように、社会保険・共済年金の方はいいのですけれども、特に国民年金の人は、おっしゃっていることはわかるのですけれども、わずかな年金がどんどん下がるので、機会があったら話題にしてほしいということです。

○横手部会長 これから、そういった家計相談の事務的なルールなど、この辺もまた相談窓口の皆さんといろいろ話をしながら見直しをしていこうと思っていますので、御参考にさせていただければと思います。

高齢者の方はどうしても収入に限界があるというか、なかなか増えていかない中で保険料などをいろいろ負担する部分があるので、専門の家計相談も少し考えていかなければいけないのではないかと思っているような状況なのですかね。

あとは何かございますでしょうか。

家計相談の必須化という動きもあるのですけれども、多分いろいろ国のほうも財務省とやりとりをしているので、すぐに必須化になって負担割合が変わったりというのもなかなか難しいかなという情報も入っているのです。ただ、自治体が積極的に家計相談をしやすくする、背中を押すような仕組みを考えているという情報が入っていますので、いろいろ進んでいくかなとは思っています。

○渡部委員 来年度につきましては、まずは来年度に必須化というところで目指してはいるのですけれども、厚生労働省では、自立相談支援を中心に、家計相談と就労準備支援を一体的に推進していくということで、その任意事業も取り組んで一体的にやられている区市には、家計相談支援事業は、今、国庫補助金が2分の1の補助率になっておりますが、任意事業、家計相談をやっていただいて、一体的にやられている区市については、3分の2の補助率に引き上げるということです。厚労省も一体的に任意である家計相談支援を積極的にやっていただきたいというところではあります。

ただ、必須化になりますと、今、自立相談支援の法定負担ということで、国は4分の3の法定負担をしておりますが、来年度は即必須化ということではないので、法定負担の4分の3ではなくて、補助金の2分の1を3分に2に上げて、全区市、全自治体で取り組んでいただきたいと、30年度の予算はそういう方向で出ております。

○横手部会長 東京都の多重債務の研修の実施のところで、参加者の左上のところなのですけれども、東京都でも福祉保健局が主催しているのですが、主税局、水道局、教育さん、生文さんなど、ほかの局の職員さんが聞きに来ている状況があるようです。区市町村も、税務や消費生活など、そういったさまざまところから来ている状況なので、多重債務を考える場合には、福祉だけでもうまくいかないし、いろいろなところが持ち寄って考えるという、そんな感じなので、都の研修は効果をこれから上げていくといいなと考えています。

それでは、「その他」の話題につきましてはここまでということで、まだお時間が少しありますので、議題5の「意見交換」に入りたいと思っております。

これまでの報告を踏まえての御意見、御質問など、全体的なお話でも構いませんけれども、どうでしょうか。

先ほど地域包括支援センターと公共の窓口は結構つながっているのですけれども、今日うちの局のメンバーも入っているので、高齢部、地域包括とその辺の動きというか、どうですか。

○鑑代理委員　なかなか地域包括の現場を私どもは知らないところがありまして、今日、お話を聞いて非常に参考になりました。今回の資料の中にもあるのですけれども、まず、お話しいただきました税金、公共料金、保険料という問題。それから、資料を見ますと、年金の方からの相談は7%だったかな。これが多いのか少ないのか微妙なところなのですけれども、年齢別になっていなかったの、年金の方は確実に高齢者なので、高齢者の方からもいろいろな相談を受けているのだなど。

もう一つ、キーワードではないのですけれども、病気ですね。8050の問題もありますけれども、御本人、老々世帯、精神疾患の中には認知症も入ってくるのかなと思うのですけれども、そういった問題はこれから高齢者人口が多くなっていくことで増えていく。まして、世の中の仕組みはどんどんわからなくなってしまっていて、お金の管理などが難しくなっているのかなと思います。その中で、本当にお金のない方は、生活保護で今はお年寄りの数がすごく増えているということで、それは実態として1つはあると思います。

また、一番難しいのは、持ち家、資産、財産を持っているお年寄りですね。その方は、福祉事務所などで相談を伺っているいろいろと助言をいただいていると思いますので、私どもはなかなか直接的な助言をする機会がないのですけれども、ぜひ御協力いただければと思っております。

ありがとうございます。

○横手部会長　民生児童委員さんから、どうですか。

○鷲頭委員　民生児童委員連合会の鷲頭と申します。

先ほどから地域包括支援センターのお話が出ているのですけれども、先ほどの事例②、マンションの管理人がメーターが動いていないことを不審に思い、地域包括へ連絡した。このような連絡は、私たち、毎日自分のテリトリーを歩いている者がよく遭遇するのです。民生児童委員の方は地域包括とほとんど毎日連携をとっております、渋谷区なのですけ

れども、私の区では、この人は1人でずっと置いておくのは心配かなと思う人は、専門家に入っただいて見守り制度というものをとっておりまして、先ほどお話があったように、持ち家で、1人で住んでいて、もちろん親族はほかにいらっしゃるのですけれども、見守りというものを定期的に入れて、お電話だけという方もいらっしゃるし、ちょっと行くという方も、いろいろその方の状態に応じて入れているのですけれども、それによって随分いろいろな大きなことが防げているということが地元の実態です。

○横手部会長 ありがとうございます。

いろいろなところがいろいろな形でその人に入っていくというか、伴走していくというか、そんな状態が少しずつ広まっているという感じですね。

○鷲頭委員 私も何も免許は持っていないので、つなげる仕事しかしておりません。

○横手部会長 ありがとうございます。

ほかに何かありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、まだちょっと時間はありますけれども、大分家計相談支援も進んでいて、いろいろなところの連携がとれてきている中での本日の多重債務問題についての検討の部会で行われました。いろいろな意見が出されたと思っております。

本日の会議内容は、来週1月24日に開催されます、当部会の親会であります東京都多重債務問題対策協議会で報告させていただくことにしております。

それでは、これにて会議を終了いたしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

午前11時43分閉会